

## 大学院特別奨学生制度（2019年9月1日より改正）

### 1 目的

特別奨学生制度は、学力・人物共に優秀な学生に学費及び修学上の特別な取り扱いを行うことにより、本学を代表して将来社会に貢献できる有為な高度専門技術者、経営者、起業家を育成することを目的とします。

### 2 資格

特別奨学生の資格は、出願時に奨学生を希望して入学試験を受験し、学力・人物共に優秀で、明確な目的意識を持って入学した者とします。ただし、国費外国人留学生は除きます。

特別奨学生資格の有効期間は、授業料全額免除者においては1年間、授業料半額免除者においては2年間とします。

### 3 特典

特別奨学生は、授業料の全額又は半額を納付免除（又は、奨学金として支給）します。

### 4 定員

特別奨学生の定員は、以下のとおりとします。

- (1) 資格1年間の授業料全額免除者 採用基準を満たし、かつ、各学年10名につき1名
- (2) 資格2年間の授業料半額免除者 採用基準を満たす者全員

### 5 選考

特別奨学生は、出願時に奨学生を希望した受験者の中から決定します。

特別奨学生の選考は、入学試験の成績、および、学部または大学院での成績と特別な研究や活動等を総合的に判断して行います。なお、授業料免除の資格の採用基準のうち、学部での成績（4年次前期までの通算成績）については、原則、GPA3.0以上の優秀な者とします。

### 6 学費等

（単位：円）

#### 【特別奨学生（授業料全額免除）】

種別 区分	入 学 金	授 業 料	教育充実費	合 計
前 期 (入学手続時)	100,000	—	140,000	240,000
後 期 (10月納入)	—	—	140,000	140,000
合 計	100,000	0	280,000	380,000

#### 【特別奨学生（授業料半額免除）】

種別 区分	入 学 金	授 業 料	教育充実費	合 計
前 期 (入学手続時)	100,000	136,500	140,000	376,500
後 期 (10月納入)	—	136,500	140,000	276,500
合 計	100,000	273,000	280,000	653,000

注1 入学手続時において委託徴収金として学生教育研究災害傷害保険料1,750円を徴収します。  
（令和元年(2019年)度実績のため、変更することがあります。）

2 西日本工業大学卒業生・在学生の入学金は免除します。

3 入学手続完了後の入学辞退の申し出による学費返還については、令和2年(2020年)3月31日(火)までに学費返還の手続(合格通知書類に詳細記載)をした方に限り、既納の納入金から入学金を控除した金額を返還します。